

企業会計基準諮問会議、のれんの非償却の導入の審議に係る整理を公表して関係者の確認を求める方針

2026年3月13日に開催された企業会計基準諮問会議において、**のれんの非償却の導入**を企業会計基準委員会（ASBJ）の新規テーマとして提言すべきかについての3回目の審議が行われました。そのなかでは、償却の維持が有力な選択肢であるという分析なども示されました。

のれんの非償却

企業結合

スタートアップ



News

- 2026年3月13日に開催された企業会計基準諮問会議において、**のれんの非償却の導入**をASBJの新規テーマとして提言すべきかの3回目の審議が行われたものの、**結論は出されず**に先送りされました。
- これまでに収集した情報の整理をウェブサイト上で公表して追加的な情報を求め、（次回以降の）基準諮問会議で判断を行うための材料として上乘せすべきものがないかを利害関係者に確認することとなりました。
- 上記の情報の整理に対して特に強い意見を有する利害関係者が存在する場合、必要に応じて**追加的な公聴会**が開催される可能性もあります。



Background

日本の現行基準では、のれんは20年以内で償却されます。しかし、2025年3月の規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループにおいて、現状の償却処理にはいくつか課題があるという意見が示されました。この意見を受け、IFRS®会計基準と同様に、**のれんを非償却とする会計基準の見直しをASBJの新規テーマとするよう提言すべきという提案**があったことから、2025年7月から**基準諮問会議で審議**が続けられています。



Insight

今回の基準諮問会議では事務局から、**のれんの非償却よりも償却の方が有用な財務情報の提供に資する**という分析や、非償却の導入をする場合には**会計基準の公表までに一定の検討期間を要し、早期で円滑な対応は難しいため、償却を維持することが有力な選択肢**になるという分析が示されました。

こうした分析に対する追加の情報を利害関係者から集めたいと、今後の基準諮問会議で意思決定が行われることになるものと考えられます。

1. 基準諮問会議によるASBJへの審議テーマの提言の仕組み

わが国の企業会計基準は、ASBJの審議を通じて開発が行われています。

ASBJの審議テーマ、優先順位等を含むASBJの審議・運営に関する事項については、ASBJと同様に公益財団法人 財務会計基準機構（FASF）内に設置された組織である、企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という）が審議し、重要性又は緊急性の高いものについてASBJに提言を行う役割を担うこととされています。

2. のれんの非償却の導入に係る新規テーマ案の概要

2025年3月に開催された、規制改革推進会議（内閣府設置法第37条第2項に基づき設置された審議会）スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループの議論のなかでは、のれんを20年以内で償却するという日本の現行基準には、IFRS会計基準及び米国会計基準など、のれんは非償却とする国際的潮流と合っていないなど、いくつかの問題点があるという指摘がされました。

同ワーキング・グループでの議論を受けて、のれんの非償却の導入に係る新規テーマ案が、公益社団法人経済同友会ほか12団体、スタートアップ有志35社及び企業経営者有志138名によって基準諮問会議に提案されており、基準諮問会議は2025年7月に開催された前回会議（第54回基準諮問会議）において、この新規テーマ案の審議を行っています。

「のれんの非償却の導入に係る新規テーマ案」では、次の2点の提案がされています。

(1) のれんの非償却の導入（選択制）

のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。

(2) のれん償却費の計上区分変更

現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。

3. これまでの検討状況

(1) 過去2回の基準諮問会議での審議内容

2025年7月に開催された第54回基準諮問会議では、のれんの非償却及びのれんの償却費の計上区分について、提案により会計基準として改善が見込まれるかどうか、まずスタートアップの関係者の意見聴取をASBJに依頼することとされました。また、それらを取りまとめて、第55回基準諮問会議においてより幅広い関係者の意見聴取が必要かどうかを検討することとされました。

2025年11月に開催された第55回基準諮問会議では、それまでに行われたASBJによる意見聴取の内容を踏まえ、追加的な公聴会を開催することとし、また、仮にのれんの非償却を導入する場合の実務上の影響について、会社法上の取扱いや税務上の取扱いなどを基準諮問会議事務局が追加で情報収集することなどが決められました。

(2) ASBJで行われた意見聴取の概要

上記の2回の基準諮問会議からの依頼を受け、ASBJは2025年8月から2026年2月にかけて、多様な属性の関係者（学識経験者、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人）を対象として8回の意見聴取を行っています。

4. 今回（3月13日）の基準諮問会議での審議

(1) 意見聴取の見解の整理と事務局による追加の分析の提示

2026年3月に開催された第56回基準諮問会議では、まず、2025年8月から2026年2月にかけて行われた8回にわたる意見聴取の見解の整理が行われ、それを踏まえた追加の分析が基準諮問会議事務局から提示されました。主な内容は、次のようなものです。

- 意見聴取の見解を踏まえると、総じて、のれんの非償却よりも償却の方が有用な財務情報の提供に資すると考えられる。ただし、償却については、償却期間の見積りや償却パターンの決め方に一定の課題が指摘されている。
- のれんの非償却と償却の選択制については、比較可能性の観点から懸念が多く聞かれている。

基準諮問会議事務局は、仮に、国際的な整合性の観点からのれんの非償却の導入を検討する場合、関連する領域（例えば、固定資産の減損や無形資産）の会計基準についても国際的に整合性のあるものとする必要があり、会計基準の公表までに一定の検討期間を要することから、この考え方では早期で円滑な対応は難しいと指摘しました。分析のなかでは、のれんの償却を維持することが有力な選択肢であるという事務局の考え方も示されました。

なお、仮に償却を維持する場合には、償却期間や償却方法に関するガイダンスの開発や開示の見直しを行うか否かを検討することになるものと考えられます。

また、のれんの償却を維持するという前提を置く場合、のれん償却費を営業外費用又は特別損失として計上するという対応や、のれん償却前営業利益の欄を設けるという対応を行うことも考えられますが、意見聴取で聞かれた意見などを踏まえると、前者の対応には懸念が残るという見方がある一方で、後者の対応には一定の支持があるという分析も示されました。

(2) 基準諮問会議事務局による提案とそれに対する審議

前項の追加の分析を受けて、基準諮問会議事務局から次の提案が提示されました。

- これまでに収集した情報の整理をウェブサイトで公表し、整理に不足がないか利害関係者に確認する。追加的な情報がある場合には、当該情報等の提出を求める（この確認はこれまでに収集した情報に不足がないか確認する趣旨であり、基準諮問会議において判断を行うための材料として上乘せすべきものがないかどうかを確認する目的で行う）。
- これまで収集してきた情報の整理に対して特に強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会を開催する。

審議のなかではこれらに同意する意見が多く出され、概ね提案に沿った方向性で進められることになりました。

(3) その他の基準諮問会議事務局による情報収集

今回の第56回基準諮問会議のなかでは、前回会議で出された意見を踏まえて、次の点に関して追加で情報収集された事項も検討されました。

- 会社法の取扱い
- 税務上の取扱い
- 単体財務諸表への影響

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。